

## 安全データシート(SDS)

作成日：2019年12月16日

## 1. 製品および会社情報

製品名：鍛鋼品  
 会社名：大平洋製鋼株式会社  
 住所：富山県富山市下新日曹町1番93号  
 担当部署：品質保証開発部 環境管理課  
 電話番号：076-432-4096

## 2. 危険有害性の要約

## 【GHS 分類】

[物理化学的危険性]

いずれの項目についても分類できないか、分類対象外である。

[健康に対する有害性]

項目	区分	
眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性	2A	
呼吸器感作性	1	
皮膚感作性	1	
生殖細胞変異原性	2	
発がん性	2	
生殖毒性	1B	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	腎臓、呼吸器	1
	全身毒性	2
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	呼吸器	1
	神経系	2

上記以外の項目については分類できないか、分類対象外である。

[環境に対する有害性]

いずれの項目についても分類できない。

【GHS ラベル要素】

[絵表示またはシンボル]



[注意喚起語]

危険

[危険有害性情報]

強い眼刺激

吸入するとアレルギー、ぜん息または呼吸困難を起こすおそれ

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

遺伝性疾患のおそれの疑い

発がんのおそれの疑い

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

臓器の障害(腎臓、呼吸器)

臓器の障害のおそれ(全身毒性)

長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害(呼吸器)

長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ(神経系)

[注意書き]

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。

[注意書き](続き)

## 応急措置

皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚刺激または発しんが生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。

呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。

汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

## 保管

施錠して保管すること。

## 廃棄

内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

## 3. 組成および成分情報

[化学物質／混合物の区別]

混合物(合金)

[主な成分]

成分	濃度 (%)	CAS 番号	化管法*1 政令番号	安衛法*2 政令番号
マンガン [Mn]	< 2.5	7439-96-5	1-412	550
銅 [Cu]	< 5.0	7440-50-8	—	379
ニッケル [Ni]	< 24.0	7440-02-0	1-308	418
クロム [Cr]	< 28.0	7440-47-3	1-87	142
モリブデン [Mo]	< 5.0	7439-98-7	1-453	603
バナジウム [V]	< 1.0	7440-62-2	1-321	—
アルミニウム [Al]	< 1.0	7429-90-5	—	37
ニオブ [Nb]	< 1.0	7440-03-1	—	—
コバルト [Co]	< 0.10	7440-48-4	1-132	172
タングステン [W]	< 2.0	7440-33-7	—	337
鉄 [Fe]	残量	7439-89-6	—	—

\*1 化学物質排出把握管理促進法

\*2 労働安全衛生法

注) 上記の成分のほか炭素[C]、ケイ素[Si]、リン[P]、硫黄[S]、窒素[N]等の微量元素を含む。

#### 4. 応急措置

2 項中の「応急措置」を参照のこと。

#### 5. 火災時の措置

この製品は不燃性の固体であり、通常環境下において燃焼のおそれはない。

ただし、研磨や切削等の加工によって発生する粉じん等は燃焼性・爆発性を有するおそれがあり、吸湿により発火または爆発するおそれがあるため、注水は避けること。

粉じん等が燃焼した場合、消火には乾燥砂を使用すること。

#### 6. 漏出時の措置

この製品は固体であり、通常環境下において漏出のおそれはない。

ただし、この製品に研磨や切削等の加工を施すことによって飛散性の粉じん等が発生するおそれがあるので、その場合は以下の事項に注意すること。

特に、この製品を研磨・切削する作業が『粉じん障害防止規則』に定める「特定粉じん作業」に該当する場合は、同規則で定める事項を順守すること。

##### [人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置]

適切な保護眼鏡を着用し、眼への侵入を防ぐこと。

適切な保護マスクを着用し、吸入を防ぐこと。

適切な保護衣を着用し、皮膚への付着を避けるとともに、作業場外へ出る場合は付着した粉じん等を除去すること。

その他必要と思われる保護具を着用すること。

身体に異常を感じた場合、医師に連絡し、診断を受けること。

##### [環境に対する注意事項]

粉じん等が作業場外に飛散しないよう必要な措置を講ずること。

作業場は定期的に清掃すること。

湿潤環境下で研磨・切削する場合、または集塵方式が湿式の場合、集塵廃液を適切に処理すること。

##### [封じ込めおよび浄化の方法および機材]

発生した粉じん等は局所集塵または建屋集塵を実施することで回収すること。

あるいは研磨・切削作業中に湿潤な環境を保つことで、粉じん等の飛散を防止すること。

回収した粉じん等は容器に保管するか、造粒またはその他の方法により飛散を防止すること。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

### [取扱い上の注意]

この製品は重量物であり、取扱い時は転倒や落下を防止するための措置を講ずること。  
研磨・切削等の加工により発生した粉じん等の付着や吸入を防止するための措置を講ずること。  
この製品に熱処理や溶接等を施す場合、火傷を負うおそれがあるので注意すること。  
機械加工により発生する切削屑に触れた場合、切創を負うおそれがあるので注意すること。

### [保管上の注意]

酸や腐食性の液体と接触した場合、腐食や変質のおそれがあるので接触を避けること。  
水分が存在する場合、腐食が促進されるおそれがあるので注意すること。  
発生した粉じん等に油がしみ込んだ場合、自然発火するおそれがあるので接触を避けること。  
発生した粉じん等は吸湿により発火するおそれがあるので、湿度の高い場所での保管は避けること。  
発生した粉じん等は加熱により発火するおそれがあるので、高温になる場所での保管は避けること。

## 8. ばく露防止および保護措置

この製品は固体であり、通常環境下においてばく露の危険は無い。  
ただし、この製品に研磨・切削等の加工を施すことによって飛散性の粉じん等が発生するおそれがあるので、その場合は以下の事項に注意すること。

### [ばく露防止]

限界値：データ無し  
許容濃度：データ無し  
可能な限りばく露を軽減するための設備対策  
・局所集塵または建屋集塵設備の設置

### [保護措置]

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面の着用

## 9. 物理的および化学的性質

外 観： 黒色、または金属光沢を有する固体  
臭 い： 無臭  
融 点： 組成による  
比 重： 組成による  
溶 解 度： 水に不溶

10. 安定性および反応性

[避けるべき条件]

加熱により変形や性質の変化を伴うおそれがあるので注意すること。

[混触危険物質]

酸や腐食性の液体はこの製品を腐食、変質させるおそれがある。

酸や腐食性の液体とこの製品の接触により有害なガスが発生するおそれがある。

水分はこの製品の酸化を促進するおそれがある。

[危険有害な分解生成物]

この製品を腐食させた酸液は有害な重金属を含むおそれがある。

11. 有害性情報

2 項中の「危険有害性情報」を参照のこと。

12. 環境影響情報

2 項中の「環境に対する有害性」を参照のこと。

13. 廃棄上の注意

2 項中の「廃棄」を参照のこと。

14. 輸送上の注意

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (化管法、PRTR 法)	: 第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条)
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条、施行令第 18 条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2)
毒物及び劇物取締法	: 非該当

## 16. その他の情報

## [参考資料等]

経済産業省 化管法 SDS 制度

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html)

経済産業省 GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html)

経済産業省 GHS 混合物分類判定システム(ver 4.0)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_auto\\_classification\\_tool\\_ver4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html)

厚生労働省 職場のあんぜんサイト GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム

[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

## [注意事項]

このデータシートは、製品の取扱い上の安全を確保するための情報提供を目的としており、製品の安全性や品質を保証するものではありません。

このデータシートは、現時点で判明している情報に基づいて作成したものであり、現時点で安全とみなされている事項が、新たな情報の判明により危険と判断されるおそれがあります。従って、このデータシートに則って製品を使用することが将来に渡る安全を保証するものではありません。

新たな情報が判明した場合、このデータシートは断りなく更新・修正される場合があります。

製品の詳細な組成は、個別の製品ごとに作成している分析結果をご参照ください。

製品の使用に当たっては、このデータシートだけではなく労働安全衛生関係法令・規則で要求される順守事項を理解し、使用者各位において必要な保護具や設備、措置等を講じてください。

## [改訂履歴]

2019年12月16日 制定

3 鋼種の SDS (2016 年 6 月 1 日作成) を統合した。